

## 教育資金贈与信託「まごよろこぶ」 令和 5 年度税制改正のご案内

教育資金贈与信託「まごよろこぶ」に関して、令和 5 年度税制改正に伴い下記の通りご案内いたします。  
なお、「まごよろこぶ」口座からの払い出し、領収書等提出に関するお手続きについて変更はございません。

### 【税制改正による変更点】

2023 年 4 月 1 日施行（施行日以降の新規契約および追加信託が対象）

項目	改正後	改正前
適用期限	2026 年 3 月 31 日まで延長	2023 年 3 月 31 日まで
契約終了時の残高に係る贈与税率	一般税率適用	軽減税率（特例税率）適用 （条件を満たす場合）
委託者さまが亡くなった場合の相続税課税対象（※1）	(1) 委託者さまの死亡日において受益者さまが 23 歳以上の場合（※2）  (2) 贈与の時期が 2023 年 4 月 1 日以降で委託者さまの相続税課税価格の合計が 5 億円を超える場合（※3）	委託者さまの死亡日において受益者さまが 23 歳以上の場合（※2）

- ※1 2019 年 4 月 1 日より、信託期間中に委託者さま（祖父母さま等）が亡くなった場合、死亡日時点の管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち一定の部分）は、祖父母さま等の相続財産として相続税の課税対象となりました。その納税義務者は、受益者さま（お孫さま等）となります。詳細は[お手続きガイドブック](#) P3 をご参照ください。
- ※2 委託者さまの死亡日において受益者さまが学校等に在学（または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講）している場合は、相続税は課税されません。
- ※3 受益者さまの年齢にかかわらず、上記条件に該当する場合は相続税の課税対象となります。

以上